

奈良県自治会等連携補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、住民による主体的な地域コミュニティの活性化を促進するため、地域課題の解決に向けた取組を行う自治会等に対し、地域の多様な主体と新たに連携して実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることのできる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 県内の自治会、自治連合会又は地域自治協議会、まちづくり協議会、市民自治協議会その他の市町村が例規等により定めた自治協議会(以下「自治会等」と総称する。)であること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 自治会等の運営が次のように適正に行われていること。
 - ア 自治会等の運営に係る規約、定款等を定めていること。
 - イ 毎事業年度、規約、定款等の定めに基づき、予算及び決算を行っていること。
 - ウ 規約、定款等に規定されている役員が現に就任していること。
 - エ 法令等に違反した活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会等が、地域課題の解決のため、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、PTA、学校、子ども園、NPOなど他の地域活動主体(以下、「連携先団体等」という。)と新たに連携して実施する事業とし、次に掲げる補助テーマのいずれかに沿った事業とする。

- (1) 高齢者への対応
 - (2) 地域での子どもの育み
 - (3) 災害への備え
 - (4) 情報通信技術(ICT)の活用と広報の強化
 - (5) 地域への愛着や帰属意識の向上
 - (6) その他、地域課題の解決に資すること
- 2 前項に規定する連携先団体等は、県内に基盤を置き県内で活動を行っている法人又は団体等とし、第2条の1の(2)ないし(5)を満たすものとする。ただし(5)の「自治会等」は「連携先団体等」と読み替えるものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 特定の個人や団体、法人の利益を目的とする事業
 - (2) 営利を目的とする事業
 - (3) 国、地方公共団体、民間団体等からの補助金等を充当する事業
 - (4) 交付決定前に終了する事業
 - (5) 補助対象事業の実施によって得る収入が補助対象事業に係る経費を超過する事業

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の実施によって得た収入を補助対象経費に充当する場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

- (1) 補助対象経費
自治会等が補助対象事業を行うために必要となる交通費、印刷製本費、消耗品費、通信費、保険料、諸謝金、使用料、備品購入費、委託料、その他知事が必要と認めた経費
- (2) 補助金の額
補助対象経費の10/10以内(ただし、50万円を上限とする。)

(補助対象事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、4月1日から翌年の3月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、奈良県自治会等連携補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1-2号様式)
- (2) 事業収支予算書(第1-3号様式)
- (3) 事業実施体制(第1-4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 交付申請書等は、市町村を通じて提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付の決定をするものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定するときは、あらかじめ奈良県附属機関に関する条例(昭和28年3月奈良県条例第4号)別表に定める奈良県自治会等連携補助金選定審査会(以下「審査会」という。)に諮り、事業内容の審査及び選定をするものとする。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

4 知事は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(指令前着手)

第8条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手する場合は、奈良県自治会等連携補助金指令前着手届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 第7条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画について変更しようとするときは、奈良県自治会等連携補助金変更承認申請書(第3号様式)に変更後の事業計画書(第3-2号様式)及び変更後の事業収支予算書(第3-3号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以下の増減(補助金の額の増額を伴わないものに限る。)
- (2) 事業収支予算書の費目ごとの配分額の20パーセント以下の増減

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県自治会等連携補助金事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1以内の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県自治会等連携補助金概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県自治会等連携補助金実績報告書 (第 6 号様式) に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して 2 0 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業成果報告書 (第 6 - 2 号様式)
- (2) 事業収支決算書 (第 6 - 3 号様式)
- (3) 対象経費明細表 (第 6 - 4 号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付)

第 1 5 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、奈良県自治会等連携補助金請求書 (第 7 号様式) を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 1 1 条第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消等)

第 1 6 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 7 条第 4 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第 1 0 条の規定による知事の承認を受けることなく事業計画を変更したとき。
 - (3) 第 1 2 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しく妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(事情変更による補助対象経費の取扱い)

第 1 7 条 知事は、自然災害、病気の罹患等のやむを得ない理由により、事業を中止し、又は廃止した場合であって、中止又は廃止の決定をした時点で既に支出済みである等やむを得ない支出であると認められるときは、当該経費を補助対象とすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の事由により事業を中止又は廃止の決定をしたときは、速やかに知事に報告するものとする。

(財産処分の制限)

第 1 8 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した機械・器具等 (以下、「財産」という。) を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 2 0 条第 2 号及び第 3 号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の財産とする。
- 3 規則第 2 0 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号) 別表に掲げる期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県自治会等連携補助金財産処分承認申請書 (第 8 号様式) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、補助事業者が財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。